

40年ぶりの相続法大改正！

相 続 対 策

10月19日 土

9:30～11:30(開場/9:15)

磐田市文化振興センター
3階第4会議室(磐田市民文化会館横)

磐田市二之宮東3-2

2018年7月の民法改正で、相続に関する法制度が変わりました。約40年ぶりとなる大幅な見直しとなり、今年1月から順次施行されます。その内容は多くの人に関わるもの。改正のポイントをしっかり押さえ、相続のトラブルを回避しましょう。



参加費
無料

定員 先着30名

※定員になり次第終了

9:30～10:15

(休憩・質問等15分)

第1部

解説！相続法改正点のポイント

40年ぶりの相続法改正では、遺産分割、遺言制度、特別の寄与の制度の創設など様々な改正点があります。その改正点についてポイントを整理しながら、その対策も含め、分かりやすく解説します。

講師 司法書士 筑地 優子 氏
(司法書士事務所いろは)

浜松市出身、磐田市在住。主婦業の傍ら一念発起し、平成27年司法書士の資格を取得。平成30年浜松市で独立開業。年間100件を超えるご相談の中で相続対策の必要性を強く感じ、特に遺言書作成に積極的に取り組んでいる。



10:30～11:15

(質問等15分)

第2部

考えよう！二次相続対策

配偶者と子への一次相続対策だけでは不十分。二次相続後を見据えた対策こそが重要。二次相続に備えた「配偶者居住権」や「配偶者税額軽減」「小規模宅地等の評価減」などの効果的な活用法を分かりやすく解説します。

講師 社員税理士 松本有史 氏
(税理士法人 TARGA)

1969年生まれ。明治大学商学部卒業後、大手監査法人系コンサルティング会社を経て1995年に、地元浜松市にて独立開業。主な著書に「はじめての相続・贈与辞典」(アスカ出版)がある。



セミナーの
お申し込みは

電話・FAX・Eメール、または申し込みフォームで次の①～④を添えてお申し込みください。

①氏名(ふりがな) ②年齢 ③郵便番号・住所 ④電話番号(日中連絡が取りやすい番号)

☎ : 053-441-3235

FAX : 053-441-3314

Eメール : info@hamamatsu-souzoku.com



主催 税理士法人TARGA 協賛 司法書士事務所 いろは

※当日お越しになれない方も資料はさしあげます。
ご希望の方は、上記までご連絡ください